

令和 7 年 2 月 14 日

各医療機関 管理者 様
各薬局 管理者 様

高知県健康政策部健康対策課長

新型コロナウイルス感染症患者等の公費負担医療費の今後の請求額等に関する調査について（依頼）

日頃は、本県の感染症対策にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援の請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（令和 6 年 12 月 12 日付け 6 高健対第 1706 号高知県健康政策部健康対策課長通知）」により、令和 7 年 2 月 10 日を最終請求日とする旨をお知らせしたところです。

この度、当該最終請求日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、県において予算上の対応の検討を行う必要があります、各医療機関等におかれましては、下記によりご回答いただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から令和 7 年 2 月 12 日付けで関係団体に対し、事務連絡が発出されておりますことを申し添えます。

記

1. 調査内容 新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援分の請求（令和 2 年度～令和 5 年度）のうち、令和 7 年 2 月 10 日の期限までに審査支払機関への請求ができず、これから請求を行う予定の件数、金額及び理由
※対象の公費負担者番号：28390607、28390706、28390805
2. 調査対象 県内保険医療機関及び県内保険薬局 ※該当がない場合も必ずその旨ご回答ください。
3. 回答期限 令和 7 年 2 月 27 日（木）14 時厳守
期限によらず早めにご回答いただきますようお願いいたします。
4. 回答方法 電子申請サービスから回答（インターネットでの回答が困難な場合は FAX も可）
—【URL】~~https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13643~~
5. 留意事項 最終期限に間に合わなかった公費支援分の請求は、可能な限り 2 月診療分（3 月 10 日）までに処理を行ってください。避けたい事由により、やむを得ず 2 月診療分にも間に合わない場合は 3 月 31 日までに処理を行っていただきますようお願いいたします。



高知県健康政策部健康対策課 新興感染症担当 崎村
〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2-20
Tel : 088-823-9092 FAX : 088-873-9941
E-mail : kansensyou@ken.pref.kochi.lg.jp